

## 菊陽町地産地消促進計画の策定（変更）について

国の「地域資源を活用した農林漁業者による新規事業の創出等および地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）では、都道府県及び市町村は、地域の実情を踏まえ、地産地消の推進に向けた促進計画を定めるよう努めることとしています。

菊陽町では、すでに策定している「菊陽町総合計画基本構想」「菊陽町総合計画後期基本計画」及び「菊陽町子ども・子育て支援事業計画」において菊陽町の実情を踏まえた地産地消の推進を図っているため、この3つの計画を六次産業化・地産地消法に基づく促進計画と定めることとします。

### 【基本方針】

魅力ある農畜産業の実現のため、生産基盤の整備を進めるとともに、人材の育成や地域の特性を活かした農畜産物の品質向上、魅力ある特産品等の開発を促進するなど、生産効率の向上や農畜産物の高品質化を図ります。

（第5期菊陽町総合計画後期基本計画60頁）

### 【目標】

農畜産物の消費者へのニーズに対応できる展開や、その信頼を高める。また、農業者自身がそのような認識と技術を研鑽し、さらに経営管理能力を高め、持続性の高い農業を構築する。

（第5期菊陽町総合計画後期基本計画60頁）

地産地消促進計画は下記の基本理念にのっとり策定することとされています。

### 【地産地消促進計画における基本理念】

- (1) 生産者と消費者との結びつきの強化
- (2) 地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化
- (3) 消費者の豊かな食生活の実現
- (4) 食育との一体的な推進
- (5) 都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進
- (6) 食料自給率の向上への寄与
- (7) 環境への負荷の低減への寄与
- (8) 社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進

- 
- (1) 生産者と消費者との結びつきの強化

・消費者と農業者また都市と農村地域の交流機会を拡大し、地元農産物を消費者に届ける「地産・地消」を推進します。

（第5期菊陽町総合計画基本構想36頁）

- ・消費者と生産者の交流の場の提供

(第5期菊陽町総合計画後期基本計画61頁：6次産業化の推進)

(2) 地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化

- ・菊陽町認定農業者連絡会・農業女性アドバイザーなどの組織活動強化

(第5期菊陽町総合計画後期基本計画61頁：経営・技術の近代化と人材育成)

(3) 消費者の豊かな食生活の実現

- ・消費者ニーズに対応した高品質・低コスト・安全な売れる農畜産物づくりを推進します。

(第5期菊陽町総合計画後期基本計画60頁：農畜産物の生産振興)

(4) 食育との一体的な推進

・「食育」は健康な体をつくるだけでなく、人格形成にとっても重要であることから、今後も食育の意識啓発や各種活動に努めていきます。

- ・保育所、学校での地産地消の給食提供
- ・子育て支援センターでの食育講座
- ・小学校での田植え等の農業体験
- ・中学生への伝承料理教室
- ・マタニティーサークル、乳幼児健康診査や子育て相談等での保護者への栄養指導
- ・食生活に対する出前講座

(菊陽町子ども・子育て支援事業計画35頁)

(5) 都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進

・都市部と農村部の住民交流の場として、すぎなみフェスタや体験農業などの充実を図り、農畜産業の振興を図ります。

(第5期菊陽町総合計画後期基本計画61頁：6次産業化の推進)

- ・都市と農村地域の交流機会を拡大する

(第5期菊陽町総合計画基本構想：36頁)

(6) 食料自給率の向上への寄与

- ・畜産物の低コスト化のための良質粗飼料の自給率向上

(第5期菊陽町総合計画後期基本計画60頁：農畜産物の生産振興)

(7) 環境への負荷の低減への寄与

- ・環境にやさしい持続性の高い農業を目指します。

- ・畜産農家と耕種農家の連携による資源循環の推進

(第5期菊陽町総合計画基本計画60頁：農畜産物の生産振興)

(8) 社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進

- ・地元農畜産物を使用した伝承料理講習や食に関する広報活動の実施

(第5期菊陽町総合計画後期基本計画61頁：6次産業化の推進)